

東日本大震災被災者に対する国民健康保険・後期高齢者医療保険一部負担金（医療費窓口負担分）・介護保険の利用者負担額（介護保険サービス1割負担分）の免除を開始します

平成26年4月から下記の対象の方に対し医療費（窓口負担分）・介護保険サービス利用者負担額（1割負担分）の免除を1年間実施します。

●塩竈市国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者（加入者）、および介護サービス利用者のうち(1)と(2)両方に当てはまる世帯が対象。

(1) 全壊（住家を解体し、被災者生活再建支援法により「全壊」扱いになった方も含む）、大規模半壊のり災証明を受けている、または主たる生計維持者が死亡・行方不明の方。

または主たる生計維持者が重篤な傷病を受けた方（後期高齢者医療被保険者は対象外）

(2)	国民健康保険の場合	被保険者と世帯主、全員が住民税非課税
	後期高齢者医療保険・介護保険の場合	世帯員全員が住民税非課税

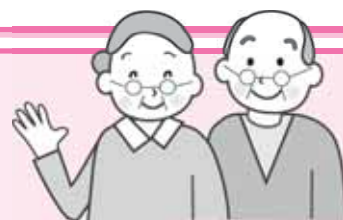
●手続きについて

対 象 者	手 続 き
①平成25年3月以前に塩竈市国保・後期高齢者医療に加入し、免除申請をしている対象者 ②平成25年4月以降後期高齢者医療に加入し、平成25年3月以前、塩竈市国保加入時に免除申請をしている対象者 ③平成25年3月以前に塩竈市介護保険の要介護認定を受け、免除申請をしている対象者	「免除証明書」を郵送しますのでご確認ください。
④平成25年4月以降に塩竈市国保・後期高齢者医療に加入している対象者（②を除く） ⑤平成25年4月以降に塩竈市介護保険の要介護認定を受けている対象者（③を除く）	「免除証明書」の交付申請が必要です。 ④の方は保険年金課（市役所1階5番6番窓口）まで ⑤の方は長寿社会課（壱番館1階4番窓口）までお越しください。 【持参するもの】 被保険者証、り災証明書（写しでも可）、認印 ※震災時塩竈市内に住所を置いていない方に関しては、別途必要書類がありますので、お問い合わせください



問 【国民健康保険について】 保険年金課給付年金係 ☎364-1111（内線224、276）
 【後期高齢者医療について】 保険年金課医療係 ☎364-1111（内線223、275）
 【介護保険について】 長寿社会課介護保険係（壱番館） ☎364-1204（内線718、722）

70～74歳の国保の方の負担割合について、4月から制度改正があります



誕生日が昭和19年4月1日までの方

高齢受給者証をお持ちの方で、自己負担割合が「1割」に該当している方は、特例措置により1割負担のまま据え置かれることになりました。

そのため、新たな高齢受給者証を3月末に郵送しています。負担割合の欄が「2割（特例措置により1割）」と記載されていますので、ご確認ください。

なお、現在「3割」負担に該当している方については、変更はありません。

誕生日が昭和19年4月2日以降の方

70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

（例：平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります）

高齢受給者証については、誕生月（1日生まれの方は誕生月の前月）の20日前後に郵送します。

*一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

問 保険年金課給付年金係 ☎364-1111（内線242、276）